

会 議 録

会議の名称	令和2年度第2回枚方市社会福祉審議会
開催日	令和2年10月2日（金） 午後2時～午後4時
開催場所	メセナひらかた会館 大会議室
出席者 （参加委員）	上野谷加代子委員長、所めぐみ副委員長、肥田時子副委員長、明石隆行委員、石田慎二委員、岡崎成子委員、河野和永委員、佐藤嘉枝委員、武正行委員、長尾祥司委員、原啓一郎委員、藤本良知委員、三田優子委員、関容子委員、眞下益委員
欠席者	安藤和彦委員、大西雅裕委員、富岡量秀委員、橋本有理子委員、畑中光昭委員、三戸隆委員
案件名	1. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の骨子案について
提出された資料等の名称	次第 資料1. 成年後見制度利用促進基本計画策定について 資料2. 枚方市の現状と課題、取組案について 資料3. 成年後見制度利用促進基本計画骨子案について 資料4. 成年後見制度利用促進基本計画骨子案 参考資料1. 令和2年度第2回枚方市社会福祉審議会 委員名簿 参考資料2. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたアンケート調査 報告書 参考資料3. 枚方市の現状
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3及び4のとおり、枚方市成年後見制度利用促進基本計画の骨子案とする。 ・成年後見制度利用促進基本計画にサブタイトルを付けることとし、権利擁護を踏まえたサブタイトル案を事務局で検討する。 ・次回の審議会で成年後見制度に係る事例を共有する。提出できる事例がある場合は、10月23日（金）までに事務局へ提出を。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	なし
所管部署（事務局）	健康福祉部 健康福祉総務課

審 議 内 容	
発言者	発言内容
委員長	<p>皆さまこんにちは。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から令和2年度第2回枚方市社会福祉審議会を開催いたします。</p> <p>第1回目は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月中旬から6月上旬にかけて書面会議で実施いたしましたので、4月の委員改選後、皆さまにお集りいただくのは初めてとなります。</p> <p>早速ではございますが、開催にあたり、伏見市長よりごあいさつをいただきます。伏見市長、お願いいたします。</p>
市長	<ごあいさつ>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>伏見市長は、他の公務のため、ここで退席されます。</p> <p>それでは、本日は委員改選後はお集りいただきますので、委員の皆さまのご紹介と、市の機構改革や人事異動に伴う事務局職員の紹介を、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p><委員紹介></p> <p>本審の委員は以上19名となりますが、今年度は本審において、成年後見制度利用促進基本計画の調査審議を行うことから、成年後見制度と関係が深く、今年度策定する障害福祉計画及び高齢者保健福祉計画との整合性を図る観点から、障害福祉専門分科会と高齢者福祉専門分科会からそれぞれ1名の方に臨時委員として出席いただきます。それでは臨時委員をご紹介します。</p> <p><臨時委員紹介></p> <p>今年度は、臨時委員2名を含む21名での委員体制となります。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介いたします。</p> <p><事務局職員紹介></p> <p>なお、この社会福祉審議会には、本来、事務局職員として、健康福祉部や子ども未来部などの関係部課長も出席させていただいておりますが、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事務局職員も最小限の人数とさせていただいております。</p> <p>紹介は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	では、本日の審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局	<p>ただ今の出席委員は15名です。</p> <p>臨時委員2名を含めた委員定数21名のうち、2分の1以上の出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。</p>
委員長	次に、本日の傍聴者について、事務局から報告をお願いします。
事務局	本日傍聴者はございません。
委員長	<p>それでは、案件に移りたいと思います。</p> <p>案件1「枚方市成年後見制度利用促進基本計画の骨子案について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	＜案件1について、資料1に基づき説明＞
委員長	ただいま、成年後見制度の概要、計画策定の背景、そして市町村の役割の説明がありました。まだ分かりにくい部分もあるかと思いますが、今の時点で、ご質問があればどうぞお願いします。
委員	2000年から20年ぐらい、約300名の認知症の方と関わってきていますが、その相談の中で後見人の話は全く出ていません。ご夫婦のどちらかが元気に介護されている形で、我々もまったく必要性を感じてないのですが、これは違法になるのでしょうか。ご主人の認知症がひどくなっても、奥さんが銀行や施設入所の手続きをしていたりします。それは問題ないのでしょうか。
委員長	<p>場合によると思います。素朴な質問ですが、とても重要ですね。</p> <p>ただいまの件について、委員いかがでしょうか。</p>
委員	基本的に、多くのケースでは、ご本人の包括的な同意があるような発想に基づいて、その同意の範囲で周りの方が行っていらっしゃる。その同意から踏み出して、逸脱しないような処理をなさっている場合、その範囲においては問題にはならないということだと思います。いろんなケースを考えだすと、別のことが、出てくる可能性はあると思うが、悪用するような方がいらっしゃったときには、問題になることもあります。
委員長	事業そのものが、どういう位置付けになるのだろうかというご心配と、これからの状況を考えたときに、いろいろな状況の方が出てこられるでしょうから、こういう成年後見制度が利用しやすいような状況を、どうやって作っていったらいいだろうかということ、私たち審議会が考えないといけないと思います。
委員	私も、具体的にネットワークができて、どういう動きをしていくかという点について、ピンと来ていません。日々関わっている障害の方や高齢の方が、たまたま後見人をつけていて、私たちがその人たちと協力しながらサポートしていくという関係は

	<p>あります。資料に書いておられる円は、対象者に対してどういった支援が必要なのかを考えていくためのネットワークだと理解しますが、こういうネットワークを作る動きと、私たちが個別にその人たちと協力し合っていく動きは、地域どうこうの問題ではないと思います。だから市町村が作っていくネットワークと、既存の後見人制度のイメージがもう少し整理できたらよいと思います。</p>
委員長	<p>中核都市として行政的に成年後見人制度に対して一歩進むには、他市における権利擁護センターのように、もう少し組織的にしっかりしたものにすることで、個々の後見人の安定性が図られるということがあります。おそらくそのような点を踏まえて、審議会へ意見を聴いているのだと思います。さきほどの説明だけでは、何を意図しているのか、まだわかりにくいので、事務局に次の説明もお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>＜案件1について、資料2～4に基づき説明＞</p>
委員長	<p>後見人制度の必要性、そして他市と比べた枚方市の状況、それから認知症高齢者、あるいは複雑な一人暮らし高齢者の問題、あるいは心身の不自由な方たちが自立して地域で暮らすときに、今どのような状況になっているのか等々、何かありますか。</p> <p>例えば、民生委員さんに、高齢者の方が通帳の管理をお願いするようなことはありますか。</p>
委員	<p>枚方市民児協としては、お金に関することはノータッチで、お話は聞かせていただきます。実際にお金の管理に関するご要望は確かにありますが、認知症の方が増えている中で、トラブルのもとになることは避けているので、お金の管理に関する要望は受けていません。ちなみに、どうしても必要なとき以外は、家の鍵も預かっていません。</p>
委員長	<p>成年後見人制度に関する助言などはしたことはありますか。</p>
委員	<p>私の場合、任意後見のケースで、本当に身近な親族がいない方に、委員にも出席いただいている包括支援センターでのケア会議でいただいた成年後見の資料をお渡ししたことがあります。すると、その方は自ら家庭裁判所へ行って申請されました。ただ、その後の状況については、年数が経つにつれ、後見人の方もお年をとられたため、現在はその後見人の方に退任していただいて、司法書士の方をお願いするというのを、地域包括支援センターで手続きしていただきました。そのような形で、今も1、2件の対応をしています。</p>
委員長	<p>そういうご相談は民生委員さんや地域包括支援センターにもしていただいていますね。市の関係団体への調査が8月に行われましたが、その中でもこういう実態が出てきています。名前が出てきたので、委員お願いします。</p>
委員	<p>医師会としても、後見人制度は勉強しましたが、馴染みにくいと考えています。後見人になってくれと言われたときに、これはよほどの知識がないとできないだろうということで、我々としては二の足を踏んでしまいます。それから、日々診療している</p>

	<p>と、やはり一人暮らしで、この人には後見人が必要だと思うような人がいっぱいいます。それは日々実感していますが、この人たちを、どこへどう結び付けていっているのか、僕らは分かりません。</p> <p>当然、ご家族がおられる方は、ご家族にお任せするようなかたちで、日々の生活、金銭的なこと、もちろん鍵の場所とかまでお任せすることになると思います。医療と介護というのは当然関係するもので、介護のケアマネジャーの方とかは、家の鍵を預かったり、お金を預かって何か買ったりとか、そういうことをしているので、ある意味、後見人的なことをやっておられるのかなという気がしています。</p> <p>今の成年後見制度に関して、私は勉強不足で本当に申し訳ないのですが、具体的に進めにくい点があって、分からないことも多いので、本当に勉強しないといけないと感じています。</p>
委員長	<p>日常生活を支援する事業を、社会福祉協議会でいろいろやっていただいています。が、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この後見の前段階として、日常生活の支援を社協としてやっています。実態的には約 120 名の方が支援を受けておられます。また、法人後見として 7 名の方の後見もやっています。社協のネットワークで、いろいろ行政とのつながりがあるので、できることはご協力していきたいと思っています。</p>
委員長	<p>成年後見支援センターの役割は、権利擁護全体の相談機能、相談対応やそれに準ずる支援をするような機関となります。それ以外にも後見人の支援、市民後見人や親族後見人に対する支援も業務の中で行っていきます。地域連携ネットワークの協議会の事務局をこの成年後見支援センターが担うことになるので、地域連携ネットワークの協議会運営やチームの支援の指令といった役割を担うセンターとなります。</p> <p>委員、先ほど「障害関係の方たちと個別につながりながら後見をやっているが、今後どうということになるのか。」といったご質問がありましたが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>よく分かりませんが、いま、我々の身近にいる方で、実際にいろんな問題が出てきています。支援の必要な方が、いろいろな決定をしないといけないときには、家裁や後見人になってもらえるようなところに相談に行ったりして、その方と一緒に、あるいは、すでに知っておられるような方が、私たちの相談会なんかに来られます。そういう例が結構ありますし、増えてきています。それは、相談支援機関と、もうすでに後見という役割、その支援をする役割を持っている人との関係だと思います。しかし、このようにそういう人がこれからどんどん出てこられた場合、地域全体で、どういう仕組みで、どう動いていくかというのを、今検討しようとしているのだらうと思っています。</p> <p>それぞれの機関の役割というか、社協は社協でやっておられるし、地域包括支援センターさんもやっておられるが、実際に、支援の必要な方が出てきた場合に、どう動いたらいいのかという仕組みが見えないから、それをどういうふうにつくっていくのかということを検討するのが今日なのだらうと思います。その仕組みを作っていけたら、もっと流れるだらうと思いますので、一つの相談支援機関が責任を抱え込むには負担が大きいですし、実際、我々も金銭の管理までせざるを得ないからやっています</p>

<p>委員長</p>	<p>が、こういうのは嫌だなと思いつつも、やむを得ないという現状があります。だから、その辺を考えていく仕組みを、市の中でちゃんと作っていかないといいだろうなという事は理解できます。でも、どうしたらいいか分からないので検討してほしいです。</p> <p>そういうことが予測されるので、これからの5年先、10年先を考えると、今から検討して、中核的な機能を持てるような組織が必要です。しかし、それが、うまく機能を持てるかは難しいところです。何か機関やセンターを作って職員を配置したら機能が動くかといったら、そうではないことは、これまで多くの事業で証明されています。枚方市がどうなるかというので、年度内に答申を出すのは非常に難しいところですが、形から入って機能を充実させるやり方もありますので、このあたりが難しいと思います。他市の状況をご存じの方はいらっしゃいますか。</p> <p>なお、センターについては、国の計画では、直営または委託することになりますね。</p>
<p>委員</p>	<p>正確な数字は、今は持っていませんが、全国的には、計画を作ろうとしているところは2割ぐらいだと聞いていて、かなり市町村も尻込みをしている状況です。</p> <p>古いデータですが、2年前から去年ぐらいにかけて、大阪府では豊中市だけがセンターを作っています。今聞いているのは、作ろうとしている市町村が若干出てきているという状況ですが、さすが、人権尊重のまちづくりの枚方市がやる気になって、この事業を立ち上げられようとしているのは評価できると思います。</p> <p>それから、先ほどほかの委員もおっしゃったように、ご家族でちゃんとできるところは、それで問題もないかと思いますが、例えば、一人暮らしの高齢者の方で認知症になり、請求書や支払いの管理、預金の管理などは、いくら民生委員さんや地域のボランティアの人が見守りをやっていたとしても、手が出せないところです。</p> <p>そういうところで、本人の自立を支援していかないといけないとのことですが、先ほどの資料1の9ページにチームの図がありましたが、成年後見以外のところは比較的、支援が必要な方を支える仕組みが、地域福祉でずいぶん減ってきていると思います。</p> <p>本人のお金を預かったり、例えば認知症の人が、ヘルパーさんに来てもらうために、本人と事業者は契約をしないとイケないですが、これは民生委員にもできない。なので、そういう契約をする人材が必要です。</p> <p>委員がおっしゃったように医療との関係は、後見人がいれば、医療費の支払いも確実になります。だからこそ、医療側にとっても非常に大事なことで、入退院の手続きも後見人ができるので、医療にとっても大きなプラスになるのではないかと思います。</p> <p>あと、単身高齢者はどんどん増えていく上に、それから夫婦世帯の高齢者も増えていく。単身高齢者と夫婦世帯の高齢者を合わせて6割ぐらいあり、そういう人たちが認知症になっていくと、とてもではないが地域福祉だけではカバーしきれないと思います。専門職にも数には限りがあり、この増えていく人を全部、弁護士や司法書士、社会福祉士で担おうとすると物理的に無理な話で、今、もうすでにパンク状態に近いと聞いています。その代替をするというわけではないですが、地域福祉の視点を持って、地域で支えていこうと。昔は、自分のことができず、地域で生活できない方は、</p>

施設に入らざるを得なかったですが、何十年もたって、今、地域に出てこようとしているわけです。この地域医療についても、特に精神障害の人が地域に帰ってきて、家主さんやいろいろなところと契約するときに、家族の反対があったり、あるいは、地域に帰ってきて、その人を公的な支援で支える人がいないという状況があります。そういうところで、この市民後見人という役割が出てきました。

それから、今回の計画の主眼のひとつとして、市民後見人をたくさん養成して地域福祉を支えていくことをうたわれているので、その部分を強調しておいていただきたいと思います。

それは「老人福祉法」でも障害者の法律でも、全て法律で、そのことをやっていこうということが記載されていますので、非常に大事な計画で、今後の枚方市において、障害者や高齢者が、どんなふうに守られていくのかを左右する非常に重要なものではないかと思っています。

委員長

近年、政令指定都市の中では、堺市が中核的なセンターを持ち、非常にうまくいっているのではないかなと思います。指導なさっている委員はいかがでしょう。

委員

2015年に堺市の権利擁護サポートセンターを立ち上げ、今は運営委員長を務めており、市民後見人養成の講師も、ずっとやっています。

地域の権利擁護のシステムをどうするか考える中で、しっかりと利用できるものが成年後見制度だと理解しています。もし中核機関の職員が、障害者への対応が専門の場合、今までやっていることが活用できれば、それはそれでいい場合もあると思います。全てを成年後見制度で担うという考え方は、まず違うと思っています。

また、ニーズが様々であるため、権利擁護と言ったときに、いろんな支援があり、それを選べるのが大事だと思います。そういう意味で中核機関の設置が必要です。もう一つは、成年後見制度を利用されている方を取り巻く環境の中で、高齢者、障害者ともに、トラブルが起こっています。要するに、お金の出入金にはかなりチェックが入るため、障害のある方の自由が利かなくなる、あるいは、福祉の専門職とのコミュニケーションができていなくて、非常にQOL的には下がっている、と感じるケースがあります。しかし、裁判所から後見人が選任されてしまうとなかなか変えられないんです。障害のある人で、特にコミュニケーションが取りにくい人は、何も考えることができないと思っている専門職の後見人が少なくないという実態があります。または、特に法律職に対して福祉職が物を言えないという現状があり、それに引っ張られて、例えば今まで楽しみにしていた喫茶店通いができなくなったということがあります。このように、後見人がつくことでトラブルがあったときに、どこに相談していいのかという問題があります。また、後見人を選任する前にきちんと検証すべきだとも思います。けれども、専門職の方も障害観は様々であり、成年後見を利用するような方とはコミュニケーションをとろうとしても無駄と言って、本人と一切会わないという例も実は少なくありません。そういうことを考えると、どういう方に後見人になっていただくかは、重大な問題です。ただ、大阪府には、成年後見人を一手にやりますという看板を掲げた法律専門職の事務所もたくさんできており、そういうところとのやりとりで、私は結構、力を使っている、本当にくたびれ果てています。とてもいい先生や、とてもいい福祉職の方が後見人となり、本当に人生が変わったという良い例もありますが、差が大きいので、成年後見制度を利用すると全てばら色になると思う

のは違うと思います。

それから、例えば、障害のある方だったら平均 1 万 5000 円から 2 万円のお金を払わなければいけないとなっていることと、通所施設に行っていてそれだけの収入がない方になると、貯金を切り崩すかたちになるというところも大きい問題です。

特に福祉専門職の人も、成年後見制度についてあまりご存知ではなく、自分が関わっている人が、とても大変で言うことを聞いてくれない、このままだと生活が破綻すると勝手に思って後見人に投げてしまうという例もなくはないです。だから福祉の現場の人も、もっと自信を持ってやっていただきたい。ただ、成年後見制度は、支援者を守る制度でもあると思うので、いろんなメリットやデメリットを見極めながら、制度を利用されるのが良いと思います。

それから、市民後見人を毎年養成して、現在は結構な人数がいますが、活躍していただけるのは年に 3、4 名という現状で、なかなかまわってこないで辞めてしまう人もいます。でも身近に相談に乗ってくださっている事例などを見ると、本当にすごいなと思っているし、そういう人が増えていくのは、啓発の面でも大事なと思います。障害者に関わったことがない人が、市民後見人になろうと何年も登録して下さっているというのは、財産になるかなと思っています。なので、地域連携ネットワーク構築と中核機関の設置というのを、ぜひ成年後見制度の中での中核機関じゃなくて、権利擁護の拠点としての中核機関を作っていただかないと、成年後見だけでは解決できないと思います。

もう 1 つ、障害の分野では障害者権利条例に日本は批准していますが、権利条約の捉え方と成年後見制度は相容れない部分があります。なので、国連にリポートを出さなければいけません。そのときに、おそらく国は、そのリポートに、障害者の権利条約の実際的な進捗状況として、成年後見制度の利用度向上を、権利条約の内容に力を入れているというアピールにするのではないかと、私自身や障害者団体は臆測している状況です。

成年後見制度を否定するつもりはもちろんありませんが、何もかも判断ができない人というふうに一辺倒で見るという見方は、権利条約と相反するところがあるので、なかなか微妙なところもあるかなと思っています。

委員長

ずっと携わってこられた方の発言なので重みがあります。私たちは堺の制度をつくる側で、その後どうなっているかをあまり検討してはいません。

委員の心配は、まさに今お答えがあったような状況であり、今は辛うじて必死でやっている人たちの幸せに貢献するようにしないといけません、逆のことがいろいろ報告されているのも事実です。

委員、大阪市はどうでしょう。大阪市の市民後見人制度も、ちょっと暗礁に乗り上げていますか、そうでもありませんか。

委員

すごくざっくりしたお話になってしまうかもしれませんが、委員の皆さまからお話を伺っていても、専門職も市民の方も、成年後見制度について聞いたことはあるけれども、本当の意味で理解というところには、もう少しというか、まだまだというか、と感じます。何のために理解が必要か、というようところが、もうちょっと持てるといいのかなと思います。

計画には基本目標に二つ挙げられていて、制度利用者がメリットを実感できる制度

運用への改善というところと、利用者本人の意思決定支援および身上保護の充実というところがあって、確かに言葉にしたらそうですが、もう少し何かちょっと、それぞれが考えていくようなことを足せたらというところがあります。こういう目標は、単なる言葉じゃなくて、やっぱり目指すところなので、何か表現できたらと思います。では、具体的にどうしたらいいのかでは、まだ言えないのですが。

やっぱり専門職も、それから市民の方でも、もう少し制度をよく分かってきたらというところでは、確かに施策の柱に挙げているように制度の理解促進になりますが、制度そのものを知っているだけでなく、今後どういう状況にしていくのがいいのかというところが、なかなか描きにくいなと思います。

私は、地域の方たちの中でも、もちろん民生委員さんは、本当に専門職だなと思うぐらいに様々なことをご理解されていて、そしていろいろな方々に寄り添って活動されていて、これは本当に一人一人の住民が制度の利用者になる前から、家族であったり友人であったり、いろいろなところで出会って、困ったり、どうしたらいいかというような中で、それも、なんとかできていたことが突然できなくなるというような状況がある中では、早い段階からみんなが知っておけるような状況をつくっていくことが必要かと思います。

従来、例えば人権教育とか福祉教育というようなところでやったことを、もうちょっと広く、本当は生涯学習で取り上げていけるぐらいのところでやっていけると良いと思いますが、これはすごく絞った「制度の利用促進法」の下での計画なので、そんなに広げたらということもあるかもしれませんが、地域福祉計画の下でという全体像の中でやっていくという絵の中では、そういったところはちゃんと示した方がよいのではないかと思います。

生涯学習という表現が一番適切かどうかは分かりませんが、市民だけではなくて、こういうことは全体でやってきていることですが、みんなの知恵とか経験にしていくというレベルにするには、単に仕組みだけを作ればいいということではなく、いかにそれが、本当に目指すところに活かしていけるかというところでは、その内容であったり、作り方であったり、場など、そういったことを具体的に、枚方市の実情を見ながら進めていく必要があるのだろうなと思います。

そういうことを検討していくために、こういうネットワークが必要だとか、だからこそ、その中では必ずこういう場を持つんだということがイメージ化されると、「あ、これは必要だな。」とか「自分たちの中では、こういったことを進めていきたいな。」という話につながるのではと思います。

また、この計画に絞ってというところだけではなくて、繰り返しになりますが、他の計画とのつなぎというところの説明でもできないかなと思います。

委員長

地域福祉計画の中に、次は包含する計画になるということも、予定しながらご発言いただいたと思います。

委員

私たちはケアマネジャーの会なので、民生委員さんなどから「おそらく、この方は認知症ですよ」というお話があったりすると駆けつけます。ご自宅に行ったら、認知症の方で一人暮らしであったり、あるいは、お一人暮らしかなと思ったら2階に息子さんがいて何年もひきこもりだったりします。それがもう、今は珍しいケースではなくて、非常に普通なことになってきています。

では現状で、そのような方の権利擁護をどうしたらいいかという、実は相談窓口が私たちもよく分かりません。地域包括支援センターに行っても、「息子さんはまだ若いので、窓口はこちらではない。」とか「お母さんも、介護の人だからケアマネさんですよ。」とかで、つながりにくい現状があるので、今回、この窓口を作っただけというのは非常にありがたいことです。

ただ、私がちょっと、昨日パンフレットを見て思ったのは、窓口が市役所のどこか一角にあって、電話などでこちらから相談するのか、あるいは、場所をつくっていただいて、そこに行って私たちが相談できるのかというのは、どのようになるのでしょうか。例えば社協のように、ここに行ったら相談を受けてくださる方がいますよというのは、ずいぶん違うかなと思います。ただの施策としてそれがあるというだけではなくて、やはり駆け込める場所があるというのは、ありがたいなと思います。

もう一つ、どういう方を配置していただいて、実際に相談に行ったときに、どれぐらい動いていただけるのか、というのは非常に関心があります。実際に動いていただけると、現場としてはとてもありがたいです。ただ、さきほど委員がおっしゃったように、つないでしまうことで不利益を受けている方は現実にはいっしょって、かえってお金の出し入れがしにくくなってしまったり、行動制限をされてしまったりということも実際にあります。なので、このパンフレットは私たちも見ますが、これって結構良いことしか書いていなくて、実は費用がかかるということも、どこにも載ってないし、デメリットの部分については、どこにも書いていません。私たちは現場で働く者として、デメリットがあることを知っているの、正直、この制度を紹介しにくいというのが現状でもあります。

では現実には、費用面や行動制限、お金の利用制限などというところで、その人にどんなデメリットが発生するかということは、やはり専門ではないのでよく分からないという部分で、窓口を設けていただいて、ご相談させていただけるのは非常にありがたいと思います。

委員長

委員は子どものことをやっていらっしゃるが、実は、堺は子どもも障害者も高齢者も一緒にやりたいと言っていました。いわゆる権利として、そもそも社会福祉協議会がよく動いておられる地域だったため、小地域でそういうことをやりながら理想を挙げていたが、やっぱり子どもは違うということがあったんですね。いろいろな法的な立て付けも違いますし。だけど、児童問題から見たら、よく見えることがあったりすると聞きます。全体を見ていて、どうですか。子どものことも含めてご発言いただけたらと思います。

委員

子どもの分科会から来ていますが、全体的に理解できていない部分も多いかもしれませんが、申し立てをするのは誰が、どうするのか、申し立てをするまでの手順というのが、子どもとはだいぶ違うのではないかなと思います。子どもは児童相談所とか、わりと行政が積極的に関わって行って、その子どもの立場に立って、一時保護するなり権利の擁護をしていくというように思います。

高齢者とか障害者の問題に関して言うと、なかなか、そこは難しいです。つながりたいけれども、なかなかつながらないというのがあると思います。

このパンフレットに「申し立てができる人」と書いてありますが、私の理解では、アンケートとかに書いてある市長申し立てとかがあるはずですが、そういうことが書

	<p>かれていないということも含めて、これから、この計画をつくるときに、特に市が関わっていくのであれば、市長申し立てとか、そういう部分についても、もっと踏み込んでいかなければいけないのかなど、見ていて感じました。</p> <p>委員がおっしゃった、障害のある方々の後見というのは、とても難しいものがある、いろいろパンフレットなどを見せていただきながら、いつも考えていて、費用的にいくら持っていたら、この成年後見制度が使えるのかとかいう、その判断がしにくいところ。制度を利用して、いつまでそれが続くのかという不安がたくさん出てきているというのが、私たちの現状です。</p> <p>それと、高齢のご夫婦と障害のある子ども、子どもも年齢が 50、60 になってくる方もいらっしゃるが、そこで成年後見を使ってみようかという声は、まだ聞いたことがないです。それは、やはり費用面でいくら持っていたら使えるのか、どうしたらいいのか、自由にできないのか、というようなことが気になっていて、使いづらさというものがあるのではと思います。</p> <p>だから、権利擁護と成年後見制度とをうまくことつながるように考えていただいて、その中で何か、こうならできるといような事例を出してもらった方がよろしいかなと思いました。</p>
委員	<p>私が関わっているところは、法人を立ち上げて、法人後見をやっていて、支援する施設の職員たちが何人か集まって、そこに弁護士の先生などに来ていただいて、一つのケースについての検討をしています。施設だとかグループホームに入られていたら、その方のところに施設の職員が行って、生活について困っていることはないとか、いろんなことを尋ねていくというのをやっています。</p> <p>一人の方が後見人となるわけではないので、その方ができなくなっても、その次に法人として支えていけるという制度があって、私は、うちの家族会の方にも、何回も先生方にいろいろ説明をしてもらって、「困ったときには、こうしましょうね。」というかたちで、いざとなったら、そこをお願いしようかなということをやっています。</p> <p>NPOとして法人を立ち上げて法人後見をやっていますが、法人後見がどこでもできるか分からないですし、費用についても、その方の財産に応じて裁判所が費用を決定するので、心配しなくてもいいよ、というような話も聞いています。</p> <p>この計画で、窓口が具体的にどこでどういうふうになるのか、それこそ駆け込めばいいのか、というのがよく分からないのと、委員がおっしゃっていた権利擁護のひとつなんだということ、本人に聞いて意思決定支援を大事にしていかなければいけないので学習会をやったりしているが、そういうことのひとつとして、成年後見制度があるのかなと思うので、具体的なイメージがわくように、中核機関の運営についてももう少し欲しいなと思います。</p>
委員	<p>障害の専門の方がいらっしゃるの、何度も話が重なるなと思いますが、僕は相談支援事業を 10 年ぐらいやっていて、後見人のケースは 3、4 件ありますが、ある事例では、もともと地域にいたけど虐待を受けて施設に保護されて、サービスの申請ができるようになってよくなったなというケースを見ていたら、ある日後見人がいると分かって、誰にもそれが伝わっていないということがあったり、後見人に会議に来てく</p>

ださいと言ったら「なんで行かなあかんの。」と言われてたり、といったことがありました。関わってくれることもあります。いろいろな事例があるのは事実です。

先ほどから、そういった事例のことと、良くないことも、良いこともたくさんあると思いますが、いずれにせよ、どの場面で活用すべきなのかということは、もう少し具体性がないといけないと思います。例えば、意思決定の難しい方の意思決定とは何かとかいうことを、権利擁護の観点で考えたら、みんなが自分のことを自分で決める権利があって、そのことを誰が、できない人を主体として実現していくのかということを考える、その仕組みが大事だと思います。

その中に必要な財産管理があるべきだと思いますが、それが優先されると、財産を守るために「生活をこうしないといけない。」と言われてしまうとか、もっと他に手段はあるのに、ということがたくさんあります。そういったことの議論が見えてこない、形をつくって、形だけのような議論になったらしんどいなと思っています。

以前、後見人制度の申請を相談したことがあります。それはNPOで、支援の必要な方への生活相談をやっているところで、共同後見はどうかと提案されたことがあります。どういうものかという、金銭管理はそのNPOがして、普段の生活に関してはこちらが支援していくということで、一緒にやろうと提案を受けました。結局そのかたちに至らずに、共同後見の成立はしなかったのですが。

やっぱり支援のあり方をもう少し議論しながら、金銭管理とか、そういうことだけじゃなくて、それがイコール権利だと言ってしまったらそうですが、その権利は、おそらくいくつかあるうちのひとつだと思うので、本当に必要な権利というのは、総合支援法にも書いてある、誰もがどこにでも住める、働ける社会というか、そういったことが具体的に表現できると違うのかなと思います。皆さんからももう意見は出尽くしているのですが、形だけ入っていくと、生活も形だけになってしまうなのを少し懸念しています。

ご高齢の方のように、ずっと地域に暮らしているいろんな力が衰えていくというのではなくて、もともと障害を持っていることがどういうことなのかということが少し定義付けされないと、意思決定支援のあり方とか、国がいろいろ出しているのは、そのことが優先されないと、手段が目的になるような気が少ししています。

委員長

いろいろとご意見が出まして、会長としてまとめるのが難しいところです。まとめる必要はないとも思いますが。

ここで委員、どうですか。

委員

ご期待の流れではないかもしれませんが、会議の目的に沿うかどうか、いくつかお話が出た中で2つほどお伝えさせていただきます。

費用のことですが、費用を払えない方のケースというのも、裁判所にはたくさん来ていて、その場合は、弁護士会の方で事実上、負担するというようなケースがあったり、あと、貯金は無く年金だけ収入がありますという方でも、なんとか制度を利用してきていたりします。

先ほどご意見の中で少し出していた「お金の心配はないよ。」というのは、そういうやり方があるので、そのような方向でアナウンスはしないといけないのかなとは思いました。

専門職後見人に関してのお話があったので、どの専門職かは分かりませんが、会い

に来ないとか、やっぱりお金の管理というか、楽しみに使うことへの許容度みたいなところは、後見人によって違うと思います。ということは、運用で改善が可能な部分だろうと思います。

私も後見が何件か来ていますが、やっぱり現金でこのくらいは自由に使っていいよね、このくらいなら極端な話なくなっても大丈夫かな、というようなところはご本人に委ねて、好きに使ってもらっています。そのようなやり方だったら裁判所も、これまでは言わないです。

そういう現場でのニーズ、ご本人のための制度なのだから、そこまで制限するのは本末転倒でしょうというところの理由を添えて、弁護士会にそのような情報が行ったら、弁護士会の中で「やっぱり、それでは駄目だね。」というふうに会員に伝えていくことはできるだろうと思います。

あと、家庭裁判所に苦情を言うのも結構有効だと思います。組織的に苦情を出していくと家裁が関わるというのは、少しあるのかなと思います。

委員の先生方のように、ちょっと制度がどうということではありませんが、思ったこととお話させていただきました。

制度のことについては、今日いろいろお話を伺って、今思ったことにすぎませんが、何かを作るというのは、既定路線だと思ったので、せっかく作るのであれば、行政のネームバリューというか、市の機関としてあるということの信頼が自動的に付与されるということは、きっと大きなメリットかなと感じます。それをいろんな機関の方々が「ここに相談してもらえれば、なんとかありますよ。」というかたちのもので、いろいろ大変だろうし、難しいと思いますが、目指す方向としては、そうだろうと思います。

市民への広報・告知は、大きなやるべきことのひとつだと思いますが、関係機関とのつながりがより重要だと思います。やっぱりお医者さんのところやいろいろな現場で「成年後見制度が要るのでは。」となったときに、「ここに行けば、なんとかなる。」というのは心強い。どこにどうつながるかという話になることも多いと思いますので。

あとは、しんどうケースは、直営ではないが市が支援できるよ、ということをやってもらいたい。そこは、やっぱり行政が担うところなのかなと思っているので、そのための制度運営になるようにできたら良いと思います。

市民後見人については、今日皆様のご意見を聞いて、広域でやった方がいいのではないかと思います。

委員長

市民後見人については、広域で、市外の人が活動しても構わないですよ。なぜ市で囲い込みをしないといけないのか、そういうことも、今後考えてもいいかもしれないですね。

それから、成年後見支援センターは仮称だから、これは権利擁護支援センターになる可能性もあります。ということも含めて、中核都市ですので、大きな柱として、成年後見をきちんとやっていきますと、そういう市長のお考えだと思います。センターの名称については、成年後見だけを入れたら、なんとなく「え、それだけ」という感じがするので、社協で今までやってきこと、あるいは地域包括支援センターや、いろいろな現場でやってきたものは全部認めつつ、今後の課題を整理しながら、こうなりましたという流れにする方がいいような気がします。

	<p>それにしても、現場でいろいろな課題がありますので、事例を出していただきたいなと思いました。私は事例が好きなので。事例から、どういう問題があるのか、見えてくることもあるので。</p> <p>それぞれの委員から、こんな事例がありましたというのを宿題にして、次回の審議会までに提出していただくことを、事務局で検討して、材料を集めていただきたいです。</p> <p>いろいろご意見が出たが、皆さま方の意見を聞いて、こういうふうにはやっていきたいとか、こういうことが、まだ課題だから行政に宿題を出すとか、調べてくださいとかありましたらぜひ。これは審議会の、私たちの権限なので。</p>
委員	<p>利用促進という目的で、市長申し立てを活発にやったり、公費の助成をするということも考えていただいているが、計画の中身に書くことではないが、一番大きな問題は、高齢者の問題は高齢部門、障害者部門は、知的はこっち、精神はこっちということで、それぞれの行政の中での体制が違うので、そこがなかなか、権利擁護とか成年後見についての理解が進まない、よって制度の利用が進みにくいという側面もあると思います。</p> <p>それから、体制が分かれていることで、2、3カ所の職員が関わるわけですが、経験年数が短かったり、すぐに違う部署に異動してしまったりということがあるので、行政の中の一つの意味統一、あるいは体制がしっかりとできないと、なかなか進めていけないと思います。</p> <p>中核的なものはできたけれども、行政の中は縦割りでバラバラということになると、なかなか進まないで、大まかな考え方で結構ですので、枚方市として、今後の庁内体制をどうしていくのか、みたいなことも、またお答えできる範囲でお答えいただけたらと思っています。</p>
委員長	<p>大きな宿題をいただきましたね。地域住民や専門機関が協働して、ネットワークを構築すると言っているが、さて行政の内部はどうかということなので、今はこのような状態だけど、今後こういうふうには、あるいは、現にこのような協働関係でやっているということがお答えできるようになるといいと思います。</p> <p>地域共生社会づくりが出てきて、行政組織を変えた市も結構あります。失敗、成功は別として、思い切った行政改革をしたいということもあって、特に中核都市は、かなりやっておられます。だから、そんなことを含めて、これからどの程度、体制づくりをしていこうとしているのかを聞かないといけないですね。</p>
委員	<p>いま懸念しているのが、まず基本計画の名前です。いろんな意見を出していただいて、計画の名前には、やっぱりこだわってしまうとか、先入観をもって見てしまうところがあります。</p> <p>今日の議論の中に出ていました自己決定支援というのは、いますごく障害でも、子どもでも、お年寄りでも、すべての課題になっていて、自己決定支援をどう進めていくのかという中で、この計画の名前や事業の内容も含めて、もう一回検討してもいいのではないかなと思いました。</p> <p>私は、この冊子を見たら、やっぱり既成の成年後見制度をイメージしてしまいます。事例の中で、後見人がついていて、本人の自己決定を損なっている事例を私たち</p>

	<p>は結構持っています。ただ、その方とコミュニケーションが取れない。それなら何ができるのということを、こっちも考えている。でも来てくれないで、お金だけを振り込んでいるという後見人も実際におられて、その後見人はなんともできないでいます。</p> <p>だから、そういうところで成年後見制度に限定してしまうと、ちょっとしんどいなという感じがするので、検討していただけたらと思います。</p>
委員	意思決定支援ではなく、自己決定支援ですか。
委員	はい、そうです。
委員長	<p>ということですが、これについて審議しなさいというのも決まっているので、この表題を変えることはできないですね。審議会で検討するのは、枚方市成年後見制度の基本計画策定についてということで、計画名については、諮問いただいているお題ではないので、事務局で調べてほしいです。</p>
事務局	<p>本日の会議の中でたくさんのご意見をいただいたように、これまで成年後見制度というのは、金銭管理や財産関係の方に重点を置かれていて、権利擁護の視点だとか、身上保護の方というのは、あまり重要視されていなかったというところがあります。</p> <p>これからは本当に、権利擁護の視点で、意思決定支援や自己決定支援など身上保護の部分にも重点を置くことにシフトしてきているので、計画の名前としては成年後見制度利用促進基本計画として、サブタイトルで、権利擁護を広く捉えていくようなものをつけることはできると思いますので、事務局で検討させていただきます。</p>
委員長	<p>そうしてほしいです。諮問が5月でしたので、この審議会の委員の皆さまの意見を勘案して、諮問を修正するか、諮問の範囲内で行えるのか、別の位置付けでやらせていただくか。事務局で確認をお願いします。</p> <p>今日は本当に、いろいろな有意義な意見をいただきました。それでは、これで審議は終わらせていただきます。事務局からの事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<事務連絡>
委員	質問ですが、事例は、どのようなイメージで提出すればいいのでしょうか。
委員長	例えば高齢者、障害者などの対象の方の状態。そして、後見人をお願いした経緯やその後どうなったかなどを、三項目ぐらいで簡単に。様式を事務局に作成してもらいますので。
委員	権利擁護ではなくて、成年後見制度を利用した場合というイメージですよ。
委員長	本当は成年後見制度を使った方がいいですが、そうはいうものの権利擁護も含めてなので、権利擁護で結構です。

<p>事務局</p>	<p>事例の報告のことですが、次回の審議会を開催のご案内とともに事例報告様式をお送りいたします。</p> <p>今日のご意見をお伺いして、成年後見制度のメリット、デメリットということがあったので、成年後見制度の利用につながって良い方に向かったケースや、逆に、制度利用につながったことで、ご本人が自分らしく過ごせなくなった、制限が付いたなどの、よくない方に向かったケースなど、いろいろな視点で、ご存じのケースをご報告いただけたらと思います。</p> <p>スケジュールの目安は、来週中に開催のご案内を送らせていただいて、資料をまとめるお時間をいただきたいと思うので、本日から3週間後の23日金曜日を目途に事例を提出いただけたらと考えています。よろしくお願ひします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、特に、次回欠席なさる方は宿題を忘れないように提出をお願いしたいと思います。</p> <p>これをもって本日の社会福祉審議会の本審を終了します。</p>